

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会
報告書

平成18年8月3日

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会
報告書 目次

I	はじめに	・・・	1
	1. 検証委員会の設置に至る経緯（国年保険料問題）		
	2. 検証委員会における検証作業		
	（1）検証の視点		
	（2）検証作業の概要		
	①厚生労働省職員による確認検証		
	②委員による実地検証と社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング		
	③社会保険庁幹部に対するヒアリング		
II	厚生労働省職員による確認検証	・・・	3
	1. 社会保険庁の「全件調査」		
	2. 検証内容		
	3. 検証結果（社会保険庁「全件調査」に関する評価）		
III	委員による実地検証及び社会保険庁本庁に対するヒアリング	・・・	7
	1. 委員による実地検証		
	（1）検証対象		
	（2）各地の検証の結果		
	①青森社会保険事務局		
	②大阪社会保険事務局		
	③三重社会保険事務局		
	④埼玉社会保険事務局		
	⑤沖縄社会保険事務局		
	⑥愛媛社会保険事務局		

2. 社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

(1) 検証対象

(2) 検証の結果

①埼玉社会保険事務局

②岐阜社会保険事務局

③三重社会保険事務局

④滋賀社会保険事務局

⑤長崎社会保険事務局

3. 社会保険庁本庁幹部に対するヒアリング

IV 一連の不適正事例に対する検証	・・・	24
1. 不適正な事務処理を行った動機・背景		
2. 不適正な事務処理の計画・実行		
3. 本庁の対応		
4. 不適正事例発覚後の調査		
V 不適正事例の発生・拡大に至った背景、問題点（8つの問題）	・・・	30
VI 再発防止策として必要な事項（8つの改善策）	・・・	33
VII おわりに	・・・	36

I はじめに

1. 検証委員会の設置に至る経緯（国年保険料免除問題）

- 平成18年3月頃から、国民年金保険料の免除承認等に関する手続きについて、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず、社会保険事務所が承認手続きを行ったという、国民年金法等の規定に反する事例が多数明らかとなった。
- こうした事例が多数発生したこと、また、社会保険庁が累次の調査を行う度に、事務所数や報告件数が追加・修正されたことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、誠に遺憾な事態であった。
- これまで度重なる不祥事案が発生してきた社会保険庁において、失われた信頼を回復するためには、社会保険庁の努力だけでは不十分であり、外部有識者等の視点から、事案を厳正に検証していくことが必要である、との川崎厚生労働大臣の指示を受け、社会保険庁の調査内容や再発防止策について検証するため、「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」が設置された。

2. 検証委員会における検証作業

（1）検証の視点

○社会保険庁が実施する調査とは別に外部の専門家の視点からの検証

検証委員会では、専門家も含めた外部の視点から、独自に調査・検証を行うことにより得られた情報や検証内容をもとに、社会保険庁が行う調査内容やその結果、評価が適正なものであるかどうか、検証を行った。

具体的には、社会保険庁が実施する一連の不適正処理に関する実態調査の方法、結果等を検証するとともに、再発防止策等を検討するため、①厚生労働省職員による確認検証、②委員による実地検証、③社会保険庁本庁に対する検証を実施した。

また、検証過程において、適宜、社会保険庁に対しヒアリングを行ったり、検証過程において得られた情報に基づいて、検証委員会の問題意識等を社会保険庁に伝達することにより、社会保険庁の調査がし意的なものとならないよう検証を進めた。

なお、検証委員会では、すべての不適正事例について個々に検証するものではないが、代表的な不適正事例や検証過程において本庁の関わりが指摘された事例等について、特に抽出して事実関係を検証するとともに、そこから一連の問題の構造的な背景や原因、再発防止策等を検証した。

(2) 検証作業の概要

①厚生労働省職員による確認検証

厚生労働省職員による確認検証では、社会保険庁の実施した「全件調査」が調査手順にのっとり適正に行われたかどうかについて、社会保険事務所のうち、全体の約3分の1に当たる100事務所を抽出して、厚生労働省職員が各都道府県社会保険事務局に赴き、事後検証を行った。

また、100事務所における免除や納付猶予の申請事例のうち、「全件調査」の過程において「適正処理事例」と分類された事例の一部を抽出し、当該事例の申請者本人に対し、実際に申請を行っていたかどうかを電話により確認した。

②委員による実地検証と社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

委員による実地検証では、不適正な事務処理が行われた経緯、背景等及び不適正処理に関して本庁への報告が遅れた理由等について検証するため、不適正処理が行われた全国の6社会保険事務局を対象に、委員2名一組により実地に出向き、対象事務局及び事務所の職員からヒアリングを行った。

また、不適正な処理事例に関し、社会保険庁本庁職員の関与や黙認等、何らかの関わりがなかったかどうかについて検証するため、本庁職員に対する委員等による個別ヒアリングを行った。

③社会保険庁幹部に対するヒアリング

さらに、一連の不適正処理の問題に対するこれまでの社会保険庁の対応（未然防止策、問題発覚後の対応、組織上の問題、運営上の問題等）について総合的に検証するため、社会保険庁幹部職員に対する委員によるヒアリングを行った。

II 厚生労働省職員による確認検証

1. 社会保険庁の「全件調査」

社会保険庁においては、平成18年6月9日（金）から6月19日（月）までの間、全社会保険事務局に本庁職員等を派遣して、平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件について、①申請書の有無の確認、②所得要件確認のための市町村経由の確認、③申請書の代筆の有無の確認、④申請書への本人押印の確認、という手順により調査を実施した。その結果、平成17年7月～平成18年6月分保険料について平成17年7月～平成18年4月に入力処理を行った不適正な事務処理件数は164,245件、これに平成17年4月～6月分保険料について平成17年4月～平成18年4月に入力処理を行ったものを加えた件数は222,587件であった。

なお、全件調査の具体的な手順は、次のとおりである。

(1) 申請書の有無の確認

申請書と確認リスト（社会保険庁業務センターにおいて作成する免除等処理結果リスト）とを突合してチェックする。

(2) 所得要件確認のための市町村経由の確認

個々の申請書について、所得要件確認のために市町村を経由した事蹟がないもの（市町村の証明印がない等）をチェックする。

(3) 申請書の代筆の有無の確認

個々の申請書について、筆跡が酷似し、職員による代筆作成が疑われるものをチェックする。

(4) 申請書への本人押印の確認

事務所の職員が代筆作成した申請書であって申請者名義の押印のあるものについて、押印の具体的な時期・処理方法を関係者から聴取する。

2. 検証内容

(1) 「全件調査」実施状況の事後検証

社会保険庁の実施した、上記1.の「全件調査」が調査手順にのっとり適正に行われたかどうかについて、100社会保険事務所（P.6参照）を抽出して、検証した。（平成18年6月22日（木）から29日（木））

社会保険庁の「全件調査」においては、上記1.のとおり、①事務所ごとに保管している全申請書をリスト化し、②リスト化された申請書データを社会保険庁業務センターに入力されている免除等の処理結果リストと突合させることにより、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年

月日が不自然な事例等について、重点的に調査するとともに、全申請書について、市町村を經由した事蹟のない事例（市町村の証明印がない事例）や職員による代筆作成が疑われるもの等をチェックすることにより調査を行っている。

検証委員会が実施した確認検証では、リスト化された事務所ごとの申請書データと社会保険庁業務センターの処理結果リストとの突合が適正に行われたかどうか、検証した。

また、突合の結果発見された、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年月日が不自然な事例等について、本庁職員等による調査チームが個別に調査を行っているか、その事蹟等を検証するとともに、調査による判断が正しく調査結果に反映されているかどうかを検証した。

（２）「適正処理事例」に対する検証

また、検証委員会が実施した確認検証では、上記（１）に加え、社会保険庁の「全件調査」の過程において、「適正処理事例」と分類された申請の中から、押印がないものや市町村の証明年月日のないもの、社会保険事務所が最初に受け付けたと思われるもの等も含め、1事務所当たり約15件を無作為に抽出（全体で1,520件）し、当該抽出事例の申請者本人に対して電話連絡し、調査への同意を得た上で、「申請」の有無を直接、確認した。

3. 検証結果（社会保険庁「全件調査」に関する評価）

（１）「全件調査」実施状況の事後検証

「全件調査」を行うに当たり、リスト化された事務所ごとの申請書データと社会保険庁業務センターの処理結果リストとの突合が調査手順どおりに行われるとともに、突合のためのリストへの入力漏れがあったケースにおいては、不突合結果などを活用して、入力漏れを発見し、調査を進めていたことが確認された。

また、申請書データの突合の結果発見された、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年月日が不自然な事例等について、個別に調査を行った事蹟を確認し、検証対象の社会保険事務所では、社会保険庁が定めた調査手順にのっとり調査が行われていたことが確認された。

（２）「適正処理事例」に対する検証

「全件調査」の過程において、「適正処理事例」と分類された申請免除又は若年者納付猶予の申請事例から抽出した1,520件のうち、

①申請者本人から「申請している」との回答があったものは、1,497件であった。

②申請者本人から「申請したことはない」との回答があったものは、9府県で

15件あった。

- ③申請者本人から、「社会保険事務所職員が電話等により申請書を記入してもよいか確認があり、職員が記入することを了解した」との回答があったものは、4府県で8件あった。

なお、②と③の事例（「不適正処理事例」に該当するおそれのある事例（23件））については、社会保険庁に対し事実関係を再調査するよう指示するとともに、その結果、「不適正処理事例」と認められた場合には、関係する社会保険事務所や当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局について、「全件調査」の内容を重点的に再確認するよう指示を行った。

（3）社会保険庁による再調査結果

「不適正処理事例」に該当するおそれのある事例（23件）について、社会保険庁による再調査を行った結果、23件のうち19件は本人の思い違いや家族による申請が行われていたなどの事例であり、「適正処理事例」であったことが確認された。残る4件（岐阜、沖縄）については、「不適正処理事例」でありながら「適正処理事例」に誤って仕分けられていたことが判明した。（ただし、沖縄の2件については「不適正処理事例」として識別するための付箋の貼付漏れによるものであり、「全件調査」における不適正処理件数には計上されていた。）

社会保険庁では、検証委員会の指摘を受け、上記誤りのあった同一都道府県内において、同様の誤りをしているケースがないかどうか「全件調査」の内容を再確認した結果、同様の事例がさらに40件あることが判明し、これらについて「全件調査」の件数を修正した。

（4）社会保険庁「全件調査」に関する評価

検証委員会の確認検証の結果状況や、これに基づいて社会保険庁が再調査を行い「全件調査」の件数を修正したことを踏まえ、検証委員会においては、社会保険庁による「全件調査」の結果を了承した。

都道府県ごとの対象事務所一覧

参考

		社会保険事務所
北海道	3	札幌西社会保険事務所
		小樽社会保険事務所
		苫小牧社会保険事務所
青森県	2	青森社会保険事務所
		むつ社会保険事務所
岩手県	2	盛岡社会保険事務所
		花巻社会保険事務所
宮城県	2	仙台南社会保険事務所
		石巻社会保険事務所
秋田県	1	秋田社会保険事務所
山形県	2	山形社会保険事務所
		米沢社会保険事務所
福島県	2	東北福島社会保険事務所
		会津若松社会保険事務所
茨城県	2	水戸南社会保険事務所
		日立社会保険事務所
栃木県	2	宇都宮西社会保険事務所
		今市社会保険事務所
群馬県	2	桐生社会保険事務所
		高崎社会保険事務所
埼玉県	2	大宮社会保険事務所
		所沢社会保険事務所
千葉県	2	千葉社会保険事務所
		木更津社会保険事務所
東京都	6	文京社会保険事務所
		墨田社会保険事務所
		板橋社会保険事務所
		蒲田社会保険事務所
		立川社会保険事務所
		中野社会保険事務所
神奈川県	3	鶴見社会保険事務所
		川崎社会保険事務所
		横須賀社会保険事務所
新潟県	2	新潟西社会保険事務所
		六日町社会保険事務所
山梨県	1	甲府社会保険事務所
長野県	2	長野南社会保険事務所
		岡谷社会保険事務所

		社会保険事務所
富山県	1	富山社会保険事務所
石川県	1	金沢南社会保険事務所
岐阜県	3	岐阜南社会保険事務所
		多治見社会保険事務所
		美濃加茂社会保険事務所
静岡県	3	浜松東社会保険事務所
		沼津社会保険事務所
		掛川社会保険事務所
愛知県	3	中村社会保険事務所
		豊橋社会保険事務所
		一宮社会保険事務所
三重県	3	津社会保険事務所
		四日市社会保険事務所
		伊勢社会保険事務所
福井県	1	福井社会保険事務所
滋賀県	1	大津社会保険事務所
京都府	2	京都南社会保険事務所
		舞鶴社会保険事務所
大阪府	6	大手前社会保険事務所
		天満社会保険事務所
		福島社会保険事務所
		枚方社会保険事務所
		豊中社会保険事務所
		堺東社会保険事務所
兵庫県	2	三宮社会保険事務所
		豊岡社会保険事務所
奈良県	1	奈良社会保険事務所
和歌山県	1	和歌山西社会保険事務所
鳥取県	1	米子社会保険事務所
鳥根県	1	浜田社会保険事務所
岡山県	3	高梁社会保険事務所
		岡山東社会保険事務所
		倉敷西社会保険事務所
広島県	3	広島東社会保険事務所
		福山社会保険事務所
		三原社会保険事務所
山口県	2	山口社会保険事務所
		萩社会保険事務所

		社会保険事務所
徳島県	1	徳島南社会保険事務所
香川県	1	高松西社会保険事務所
愛媛県	3	松山西社会保険事務所
		今治社会保険事務所
		宇和島社会保険事務所
高知県	2	高知東社会保険事務所
		幡多社会保険事務所
福岡県	3	博多社会保険事務所
		小倉北社会保険事務所
		大牟田社会保険事務所
佐賀県	2	佐賀社会保険事務所
		唐津社会保険事務所
長崎県	2	長崎北社会保険事務所
		佐世保社会保険事務所
熊本県	3	熊本西社会保険事務所
		八代社会保険事務所
		本渡社会保険事務所
大分県	1	大分社会保険事務所
宮崎県	1	宮崎社会保険事務所
鹿児島県	2	鹿児島南社会保険事務所
		鹿屋社会保険事務所
沖縄県	3	那覇社会保険事務所
		浦添社会保険事務所
		平良社会保険事務所

Ⅲ 委員による実地検証及び社会保険庁本庁に対するヒアリング

1. 委員による実地検証

(1) 検証対象

委員による実地検証では、以下の日程で、不適正な事務処理が行われた全国の6社会保険事務局を対象に、委員2名一組により実地に出向き、対象事務局及び事務所の職員計53名にヒアリングを行い、不適正な事務処理が行われた経緯、背景等及び不適正な事案に関し報告が遅れた理由等について検証を実施した。

日付	対象事務局・事務所	担当委員
6/14(水)	青森事務局、青森事務所、弘前事務所	稲葉委員・加茂委員
6/21(水)	大阪事務局、天王寺事務所、今里事務所、堺東事務所	西川政務官・野村委員
6/21(水)	三重事務局、四日市事務所、津事務所	岡田政務官・江崎委員
6/22(木)	埼玉事務局、大宮事務所、浦和事務所、所沢事務所	稲葉委員・小林委員
6/23(金)	沖縄事務局、浦添事務所、那覇事務所、コザ事務所	西川政務官・加茂委員
6/28(水)	愛媛事務局、松山東事務所、松山西事務所、宇和島事務所	岡田政務官・江崎委員

(2) 各地の検証の結果

実地検証の対象となった各社会保険事務局についてヒアリングを実施したところ、概要は次のとおりであった。

①青森社会保険事務局

- ヒアリングを行った青森社会保険事務局管内の2事務所（青森及び弘前）において、
 - ・免除・猶予の対象となりうる者（免除・猶予の該当者）に対して、本人の意思を確認する前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとした事例（先行入力方式）（青森では申請書代筆、弘前では申請書なし）が、
 - ・本人の意思確認を電話で行った事例（電話による意思確認方式）が、それぞれ認められた。
- このうち、先行入力方式の事例については、それぞれ前弘前事務所長と青森事務所長の主導により、平成17年12月下旬と平成18年4月下旬に実施が決められ、事務局は平成18年5月末に事務所から報告があるまで不適正な事務処理について了知していなかった。また、両事務所の間でも他の事務所での不適正な事務処理について了知していなかった。

- また、電話による意思確認方式の事例については、平成18年2月17日(金)の事務局国民年金特別対策本部会議において事務局職員が提案し、その場で了承されたことにより、事務局主導で管内の各事務所に実施が指示された。
- 一連の不適正な事務処理を行うに当たって、事務局及び事務所から本庁への問い合わせは行われなかった。

②大阪社会保険事務局

- ヒアリングを行った大阪社会保険事務局管内の3事務所(天王寺、堺東及び今里)のうち、
 - ・天王寺と堺東の2事務所において、免除・猶予の該当者に対して本人の意思確認を行わないまま入力を行い、免除・猶予を希望しない旨の意思表示があった場合は免除・猶予を取り消す旨記載した承認通知書を送付した事例(先行入力方式)が、
 - ・天王寺と今里の2事務所において、猶予の該当者に対して期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者について申請書を代筆することにより猶予手続きを行った事例(申請意思の推定方式)が、
 - ・天王寺、今里及び堺東の3事務所において、本人の意思を電話で確認した事例(電話による意思確認方式)が、それぞれ認められた。
- 先行入力方式の事例については、平成17年11月に天王寺事務所及び堺東事務所においてそれぞれ個別に発案され、事務局職員(天王寺事務所については事務局年金部長まで)の了承を得て実行された。
- 申請意思の推定方式の事例については、平成17年11月に事務局職員が今里事務所長に対して提示した文書を参考に今里事務所にて発案し、実施した。その後当該事務局職員から天王寺事務所を含む複数の事務所に対して今里事務所の方式について情報提供があり、管内に不適正な事務処理が広まった。
- 電話による意思確認方式の事例については、事務局職員が発案し、事務局年金部長が決裁した上で、平成17年11月18日(金)事務局年金調整課長発の事務連絡により管内各事務所に対して実施が指示された。
- 以上について、事務局長は平成18年5月末に一連の不適正な事務処理が発覚するまで了知していなかった。一方、一部の事務局職員は一連の不適正な事務処理について了知していた。なお、不適正な事務処理を行うに当たって事務局及び事務所から本庁への問い合わせは行われなかった。

③三重社会保険事務局

- ヒアリングを行った三重社会保険事務局管内の2事務所（四日市及び津）において、免除・猶予の該当者に対して、期日までに意思表示がない場合には申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者について免除・猶予手続きを行った事例（申請意思の推定方式）が認められた。
- 三重におけるこの事務処理は事務局主導で行われており、平成17年10月下旬に事務局年金課内で発案され、事務局内で決定された。
その後、平成17年11月11日（金）に事務所長会議が開かれ、事務局職員から管内各事務所長に当該手続きを実施するよう指示し、一部事務所からは反対があったが、弁護士への照会結果等を根拠に実施した。
他方、市町村の協力が必要であることから、平成17年12月13日（火）に都市国民年金主管課長事務研究会を開くなどしたが、四日市市からは所得情報の使用目的に関して同意が得られなかったため、同市を除いて実施することとなった。
- なお、本件事務処理について四日市市役所職員より本庁国民年金事業室に対して疑義照会があり、平成17年12月19日（月）ごろ、その確認のため本庁国民年金事業室職員は事務局年金課職員に対し電話をした。その際、事務局年金課職員が申請意思の推定方式による事務処理の内容を説明したところ、本庁職員から「本人の意思確認はできているのではないですかね」との発言があり、最後に「聞かなかったことにする」と付け加えたとの証言があった。これをもって事務局側は本庁の黙認があったものと理解している。
さらに、当該事務局職員は当該本庁職員に対し四日市市は実施しない旨を平成17年12月20日（火）に報告したところ、「わかりました」との応答があったとの証言があった。この件について、平成18年5月31日（水）に本庁職員から事務局年金課職員に2回電話があり、「三重はやめたと思っていた」との発言があったとの証言があった。
- 本庁への報告については、三重の事例は本人の意思を確認していることから、平成18年3月の京都の事例を契機とした照会においては、照会の対象とは異なる事案であると判断し、報告しなかった。また、平成18年5月18日（木）の大阪の事例を契機とした調査の段階では、虚偽であると認識しつつ、問題なしとの回答をしていると認められる。平成18年5月24日（水）に、新聞社から取材があったことを契機として、報告を提出した。

④埼玉社会保険事務局

- ヒアリングを行った埼玉社会保険事務局管内の3事務所（浦和、大宮及び所沢）のうち、
 - ・浦和、大宮及び所沢の3事務所において、所得情報を基に、若年者納付猶予の該当者に対して、本人の意思を確認する前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとする事務処理（先行入力方式）を行った事例が、
 - ・浦和と大宮の2事務所において、本人の意思を電話で確認し、申請書を代筆した（電話による意思確認方式）事例が、
 - ・浦和と大宮の2事務所において、長期未納者等に対し居住の実態を確認しないまま不在とする処理（不在者登録処理）を行った事例が、それぞれ認められた。

- 埼玉におけるこれらの事務処理は事務局主導で行われており、事務連絡などによって明示的に指示は行われていないが、平成17年秋以降、事務局年金課長等が各事務所に対し、不適正処理の実施を強く働きかけた。
 - これを受け、各事務所において、
 - ・先行入力方式について、平成17年12月に浦和が、平成18年1月に大宮と所沢が着手、
 - ・電話による意思確認方式について、平成17年11月に浦和が、12月に大宮が着手、
 - ・不在者登録処理について、平成17年11月に浦和が、平成18年1月に大宮が着手した。これらは各事務所長の決定と指示の下に実行され、事務所間の情報交換は特に認められない。

- 本庁への報告については、平成18年3月の時点においては京都で行われた事務処理とは異なると事務局及び各事務所が判断し、報告をしていない。
 - その一方で、浦和で行われていた先行入力方式について、埼玉事務局長は「平成18年3月に本庁国民年金事業室長と室長補佐に報告した。」と証言した。また、別の職員は、平成18年5月28日（日）付の、事務局が本庁に提出するために作成した文書から、平成18年3月に本庁に報告した旨の記述が本庁とのやりとりの結果削除された旨証言している。
 - また、京都事務局で行われた、免除・猶予の該当者について本人の意思確認をする前に入力し、承認通知を送付した後に希望しない旨の意思表示をした者についてのみ承認の取り消しを行う方式について、浦和事務所職員が本庁社会保険業務センター職員から京都事務局において作成されたビラを入手し、埼玉事務局の対策会議において検討している。その後、埼玉事務局はこの方式の適否について本庁に照会しているが、本庁はこの方式を明確に否定している。

⑤沖縄社会保険事務局

- ヒアリングを行った沖縄社会保険事務局管内の3事務所（浦添、那覇及びコザ）のうち、
 - ・浦添と那覇の2事務所において、本人の意思確認をする前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとした事例（申請書なし）（先行入力方式）が、
 - ・那覇事務所において、本人の意思確認をする前に入力を行い、その後、電話等で意思確認をした上で申請書を代筆した事例（先行入力後に電話で意思確認をする方式）が、
 - ・浦添とコザの2事務所において、本人の意思を電話で確認をした事例（電話による意思確認方式）が、それぞれ認められた。

- 沖縄におけるこれらの事務処理は、主に事務所主導で行われ、平成17年7月にコザ事務所で電話による意思確認方式の事例が、平成17年11月に浦添事務所において先行入力方式の事例が、平成17年11月下旬に那覇事務所で先行入力方式の事例が発案されている。また、那覇事務所においては、平成18年3月に、先行入力方式の事例のうち申請書を入手できていなかったものについて、電話で申請の意思を確認した上で申請書を代筆するという事務処理が行われた。

那覇事務所における先行入力後に電話で意思を確認した事例を除き、いずれも事務所長の了承の下に実行され、事務局の関与や事務所相互の情報交換は認められなかった。

- 事務局は一連の不適正な事務処理が発覚するまで、先行入力方式について報告を受けていなかった。また、平成17年10月に沖縄事務局国民年金収納対策本部会議において、免除・猶予の該当者に対し、期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者について免除・猶予手続きを行う方法（申請意思の推定方式）について提案されたが、その場に同席していた社会保険庁長官は不適正な処理である旨指導するとともに、その後本庁国民年金事業室も沖縄事務局に対し再度不適正な処理である旨の指導を行っている。

⑥愛媛社会保険事務局

- ヒアリングを行った愛媛社会保険事務局管内の3事務所（松山東、松山西、宇和島）のうち、
 - ・松山東事務所において、免除・猶予の該当者に対して期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意

思表示がなかった者について免除・猶予手続きを行った事例（申請意思の推定方式）が、

- ・松山東、松山西及び宇和島の3事務所において、本人の意思を電話で確認した事例（電話による意思確認方式）が、
- ・松山西、宇和島の2事務所において、職員の個人的判断により本人の意思を確認しないまま免除の入力を行った事例（個人的処理）が、それぞれ認められた。

- このうち、申請意思の推定方式の事例については、松山東事務所において事務所主導で行われていた。事務処理は担当職員を中心に、事務所長の承認を得て行われていた。
- 電話による意思確認方式の事例については、平成16年2月頃に松山東事務所の当時の職員（現事務局職員）が被保険者から依頼されたことを契機に行っていたところ、同職員が事務局に異動した後、同職員を通じて平成17年度に松山西、宇和島各事務所に伝わった。
- その他、松山西、宇和島の各事務所においては、それぞれ担当職員の個人的判断により、本人の意思を確認しないまま事務処理を進めた事例（個人的処理）が少ない件数ではあるが行われていた。
- 以上について、事務局幹部は一連の不適正な事務処理が発覚するまで了知していなかった。また、平成17年7月に社会保険庁長官が来県した際、職員との意見交換会において、職権免除ができないのかとの質問を受けたところ、長官は法改正しなければできない旨回答している。なお、この他に不適正な事務処理に関して事務局から本庁への問い合わせは行われなかった。

2. 社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

(1) 検証対象

不適正な事務処理に関し、社会保険庁本庁職員に何らかの関わりがあったかどうかについて検証するため、以下に該当する本庁職員12名に対して個別ヒアリングを行った。

- ・国民年金事業に関して地方社会保険事務局を指導する立場にある本庁国民年金事業室の専門官以上の職員全員（平成18年4月以降に着任した職員等を除く。）
- ・検証委員会委員による実地検証の際に得られた証言や、社会保険庁が行った詳細調査に際し、地方社会保険事務局及び事務所が提出した報告書において不適正事例との関係が言及された本庁職員

実地検証での証言及び社会保険事務局・事務所から提出された報告書では、埼玉、岐阜、三重、滋賀、長崎における不適正事例について、個別の本庁職員との関係が言及されている。

このうち、埼玉、岐阜、三重、滋賀における不適正事例については、本庁職員に対する個別ヒアリング後に、検証委員会事務局員が社会保険事務局を訪問する等して追加的な実地検証を行った。

(2) 検証の結果

社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング及び後日実施した追加的な実地検証の概要は以下のとおりであった。

①埼玉社会保険事務局

- 委員による実地検証の際、埼玉事務局長から、浦和事務所において平成17年12月に着手された若年者納付猶予の先行入力事務処理については、平成18年3月の時点で本庁国民年金事業室長と室長補佐に報告したとの証言が得られた。さらに、別の職員からは、平成18年5月28日（日）付の事務局が本庁に提出するために作成した文書から、3月に本庁に報告した旨の記述が本庁とのやりとりにより削除された旨の証言が得られた。
- しかし、これらの証言に対し本庁国民年金事業室長と室長補佐は、個別ヒアリングにおいて「記憶がない」「報告を受けていない」等と主張したことから、改めて、
 - ① 平成18年3月23日（木）に、埼玉事務局から本庁に対し、浦和事務所の事案（若年者納付猶予の先行入力処理）を報告したかどうか、
 - ② 埼玉事務局が作成したとされる5月28日（日）付の報告書は本庁職員の指示等により修正されたかどうかという事実関係に関し、平成18年7月18日（火）に埼玉事務局職員に対し追加検証を実施した。
- 追加的な実地検証では、埼玉事務局に保管されていた出張記録から事務局長、事務局年金課長及び総務課主幹の3名が、平成18年3月24日（金）に本庁に赴いたことが確認され、3名とも文書により国民年金事業室長と室長補佐に浦和事務所の事案を説明したと証言した。また、総務課主幹は、同日に本庁職員課にも別件で赴いたと証言しており、職員課職員に確認したところ、平成18年3月24日（金）かどうかは不確かなものの、埼玉事務局長と総務課主幹の訪問を受けたことを証言した。
- 5月28日（日）付の報告書は、埼玉事務局長が事務局年金課の職員に指示して作成・修正されたことが確認された。修正の経緯について、埼玉事務

局長は本庁による明示的な修正指示を受けたことは否定したが、平成18年5月28日（日）に本庁職員と様々な要件で連絡をとり合う中で、本庁職員から何らかの働きかけを受けたかもしれないがはっきりしないと証言した。

なお、事務局長は、平成18年5月28日（日）は一日中多くの電話がかかってきていて記憶が不確かであること、修正後の文書は本庁には提出しなかったこと、また、修正前の文書を本庁にFAX送付した可能性があることを証言した。

○ これらの証言を踏まえ、社会保険庁において、事務局長を含む埼玉事務局幹部職員、本庁国民年金事業室長及び室長補佐に対し、個別ヒアリングをそれぞれ実施した。その結果、以下の事実が明らかになった。

① 国民年金事業室長は、浦和事務所において事務所次長が独自の判断により相当量の入力を行った後、事務処理誤りとして取消処理を行ったとの報告を、平成18年3月24日（金）に埼玉事務局長と事務局年金課長から受けたことを思い出した。

② 埼玉事務局長は平成18年5月28日（日）に、上述の修正前の5月28日付け文書を国民年金事業室にFAXした。

③ 同日、国民年金事業室長は、埼玉事務局長に対して、平成18年3月にそのような報告を受けた記憶がないことを電話で伝えたことから、埼玉事務局長は、本庁に提出するために作成した文書から、平成18年3月に報告した旨の記述を削除した。

④ ①の浦和事務所の事案は、実際には埼玉事務局長の了解の下に事務所長が指示し、行われたものである。

○ なお、個別ヒアリングの際には、浦和事務所に対し京都事務局において作成されたビラ（1枚目が免除等勧奨文書、2枚目が不適正処理に用いられた独自作成の「国民年金保険料免除取消申請書」の様式を含む免除等承認後の告知文書）を送付した社会保険業務センター課長に対してもヒアリングを実施した。同人は、自分は京都事務局の年金課長と親交があり、同年金課長より、1枚目の勧奨文書によって免除申請書を提出させることに大きな効果を上げたことを聞いたことから、当該ビラを同年金課長から入手してFAX送付したものであること、送付した理由は前職が埼玉事務局の次長で異動後も力になろうと考えていたことを主張している。

また、不適正処理に用いられた2枚目の免除等承認後の告知文書については、当時京都で不適正な事務処理が行われていることを知らなかったため流し読んだこと、被保険者からの申請がないままの免除などあり得ないと考えており想像が及ばなかったこと等から、問題点に気付かなかった旨証言している。

②岐阜社会保険事務局

- 岐阜事務局職員（事務局職員A）から提出された報告書によると、平成17年12月20日（火）に岐阜事務局で開催された収納対策本部会議に出席した本庁国民年金事業室職員が、別の岐阜事務局職員（事務局職員B）に対し、京都で行われていた不適正処理に関する文書のひな形を手交したとの指摘（指摘1）があった。また、岐阜事務局から提出された報告書によると、同じ本庁職員が平成18年1月17日（火）日に、埼玉事務局が作成し本庁に適否の照会を行っていた不適正処理に関する文書のひな形を、岐阜事務局職員にメールで提供したとの指摘（指摘2）があった。
- 個別ヒアリングにおいて、この本庁職員は、指摘1について、そのような文書を提示した事実はない旨証言した。指摘2については、平成18年1月17日（火）にメールを送った時点では違法との認識はなく情報提供として送ったが、同日夜に本庁事業室内で違法との意見が固まったので、翌18日（水）に、違法なのでまねをしないように電話で伝えた旨証言した。また、平成18年2月半ばに発覚した京都事務局での不適正処理の調査のために京都に調査に行き、当地で違法な免除手続きが行われていることを確認したので、まさかとは思いますが岐阜でもやっていないかと思い、再度確認の電話をかけた旨証言した。
- 2つの指摘の内容について岐阜事務局に対して追加調査を行ったところ、指摘1については、事務局職員Aは本庁職員から事務局職員Bへひな形が渡されたのを見たと言っているが、事務局職員Bはそのことを記憶しておらず、また、ひな形の現物も存在しなかったことから、ひな形を手交したとの事実は確認できなかった。
- 指摘2については、事務局職員Bから、本庁職員からのメールはひな形について意見を求める内容だと理解したため管内各事務所に転送したとの証言があった。また、本庁職員からひな型の内容が違法だという電話があった時期について、事務局職員Bは、時期についての記憶は曖昧だとしながらも、平成18年1月30日（月）の事務局対策本部会議の議題に職権免除の提案を入れようとしていた（※提案は事務局長によって却下され議題にはならなかった）ことから、それより前に本庁からダメだと言われたはずはなく、ひな型の内容が違法だとの電話があったのは平成18年2月のすぐ初めくらいしかあり得ないと思う旨述べている。

③三重社会保険事務局

- 委員による実地検証において、平成17年12月19日（月）頃、三重事務局管内で行われようとしていた事務処理について、三重県四日市市職員より本庁国民年金事業室に対して疑義照会があり、その確認のために三重事務局を担当する本庁国民年金事業室職員Aから事務局年金課職員に対し電話があったとの証言があった。また、その際、事務局年金課職員が三重における事務処理の内容を説明したところ、本庁国民年金事業室職員Aは「本人の意思確認はできているのではないですかね」と発言し、最後に「聞かなかったことにする」と付け加えたことから、これをもって事務局側は本庁の黙認があったものと理解している旨の証言が得られた。
- この証言について、四日市市職員からの電話を受けた本庁国民年金事業室職員Bは、平成17年12月15日（木）頃、四日市市職員から三重事務局が不適正な事務処理をしようとしているとの電話があったとし、これに対して、三重事務局に確認し、おかしければ指導すると返答した上で、三重事務局担当の国民年金事業室職員Aに電話の内容等を伝えた、としている。
- また、国民年金事業室職員Aは、平成17年12月、四日市市職員から国民年金事業室職員Bに対して三重事務局が行おうとしている不適正な事務処理について電話照会があり、平成17年12月19日（月）に三重事務局年金課職員に確認したところ、そのとおりの事務処理を行おうとしていたため、認めることはできないという話をした旨の証言をしている。黙認があったとの証言については、三重事務局年金課職員が「弁護士からは文章を示したことで意思確認になると言われた」と述べたため、「それで意思確認になるんですかね？」という感想を述べたとしている。また、三重事務局の事務処理について「聞かなかったことにする」と言ったかどうかは「記憶がない」とし、当時からの事務処理は不適正であると認識していたと証言している。
- 委員による実地検証において、事務局年金課職員から、上記やりとりのあった翌12月20日（火）、事務局年金課職員が本庁国民年金事業室職員Aに対して四日市は実施しない旨を報告し、わかりましたとの応答があったとの証言が得られた。
- この証言について国民年金事業室職員Aは、「認めることはできないと電話で言った翌日に、三重事務局年金課職員から「今回の取り扱いはやめる。」との返事があった。四日市のみやめて、他では実施するという意味だとは理解していない。」としている。
- なお、平成17年12月15日（木）頃四日市市職員からの電話に応答した国民年金事業室職員Bは、国民年金事業室職員Aに三重事務局に連絡をとつ

てもらった後、「三重にそういうことはしないようにとっておいた」と職員Aから聞いたとし、「再度電話したのは先方のメモによると26日。「担当のほうから連絡し、指導した」と（四日市市職員に）伝えた。」旨の証言をしている。

- 本庁国民年金事業室職員A、Bともに、この件について上司に報告していないとしている。
- 上記実地検証及び本庁職員に対する個別ヒアリングを踏まえ、追加的な実地検証では、三重事務局及び四日市市役所に赴き、
 - ①平成17年12月19日（月）に三重事務局年金課職員と本庁国民年金事業室職員Aが電話で会話をした際、三重における事務処理について本庁国民年金事業室職員Aが黙認した事実があるか、
 - ②平成17年12月15日（木）頃三重における事務処理について本庁に疑義照会を行った四日市市職員と本庁職員Bとのやり取りの内容及びその後の経過
 - ③三重事務局から四日市市に対してどのような働きかけがなされたかについて調査を行った。
- ①については、事務局年金課職員の証言は従前通りであったが、同職員の隣席の職員は、「同職員の隣におり、電話後「聞かなかったことにしますと言われた」と言っていた」と証言した。
- ②については、四日市市職員は、「平成17年12月26日に本庁に再度電話し、この処理は間違いであり、その旨本庁から事務局へ指導したことを聞いた。また、四日市市以外で実行されないよう制止すべき旨を伝えたところ、そうする旨の返答があった。」旨の証言をしている。
- ③については、平成17年12月19日（月）に四日市事務所職員2人が、翌20日（火）に三重事務局職員3人が、22日（木）に三重事務局の事務局長を含む幹部職員3人及び四日市事務所長が、それぞれ四日市市を訪ね、三重事務局による事務処理方法への協力を求めた事実が確認された。
なお、22日（木）の協議後、三重事務局が、「他市では進めるので、他市に対して四日市市は所得情報を提供しないということには言わないで欲しい」と発言している。
- 追加的な実地検証の結果得られた四日市市職員の証言を踏まえ、社会保険庁において本庁国民年金事業室職員Bに対して再度個別ヒアリングを行ったところ、四日市市職員が平成17年12月26日（月）に「四日市市以外で実行されないよう制止すべき旨述べたところ、（国民年金事業室職員Bからは）そうする旨の返答があった」と証言している点について、本庁国民年金

事業室職員Bは、「四日市職員から「他は大丈夫ですよ」といった質問もあったと思うが、三重事務局には確認し指導しており、三重事務局では不適正な事務処理をしないとしている旨を伝えた」旨証言した。

④滋賀社会保険事務局

- 滋賀事務局長は、滋賀事務局から提出された報告書等の中で、「平成17年11月17日の近畿ブロック局長会議の終了間際に本庁課長へ「電話での意思確認による免除手続きの構想がある」とお話ししたところ、「意思確認は必要なファクターですね」とのお話をいただいたことで、電話による意思確認は実施可能と認識した」、しかし「改めて振り返ってみると、課長の言葉の真意は免除等申請書の記載事項漏れを補正するために、電話での確認を行うような一般的な事務処理に対するご意見であったものとも考える」旨述べている。
- 個別ヒアリングにおいて、この本庁課長は、「滋賀事務局長からそういう話があった記憶はない。仮に話があったとしても、詳しい説明をされたとは到底考えられない。十分な説明があったとすれば言下に否定した」旨証言した。
- この指摘について、滋賀事務局に対して追加調査を実施し、事務局長が当日どのタイミングで説明・質問を行ったとしているのか、またそれに対して本庁課長がどのように回答したかについて同会議に出席した事務局長及び事務局前年金課長にヒアリングを行った。事務局長は「私は午前中の会議終了間際に電話で意思確認をして免除を取りたいと言った。それに対して本庁課長は意思確認は必要だとおっしゃった」旨述べた一方、事務局前年金課長は「会議において滋賀、京都、兵庫と順番に各県の取り組みを話す中で、事務局長から滋賀事務局の取り組みを説明する際に、電話による意思確認による手法を考えていると言った。それに対して本庁課長からの回答は特になかったと思う」旨述べており、証言には一致しない部分があった。

⑤長崎社会保険事務局

- 長崎事務局においては、平成17年12月から翌年1月の本庁国民年金事業室への報告書の中で、「分母対策」として、同事務局で行っていた不適正処理について再掲して報告しているほか、この間に4～5回国民年金事業室から電話があり、そのうち1, 2回は長崎事務局年金課担当者から本庁国民年金事業室職員に対し、不適正処理を含む分母対策全般について説明を行っている、との記述が平成18年6月1日（木）に長崎事務局から提出された報告書に記載されている。

- これを受け、当該本庁国民年金事業室職員に対して、長崎事務局とのやり取りの詳細についてヒアリングを行ったところ、長崎事務局の不適正事例については、平成18年3月13日（月）に本庁国民年金事業室長が発した照会メールに対する長崎事務局長からの回答を見て初めて知ったとの証言があった。

平成17年12月から翌年1月に長崎事務局が本庁に提出した報告書に長崎における不適正な事務処理が載っていたとされていることについては、エクセル表の中に不適正な事務処理について記載があることは、平成18年5月の大阪事例発覚時の調査の際に長崎事務局側から言われて知り、平成17年12月当時は免除の数字の説明を受けただけで、長崎事務局で実際にどういふ対策をやっていたのかは知らなかったとの証言であった。

- そこで、検証委員会において、長崎事務局から本庁国民年金事業室へ報告していたエクセル表の報告書を確認したところ、当該文書に不適正な事務処理の具体的な内容は記述されていなかった。

また、社会保険庁から提出された長崎事務局職員の報告書によると、本庁職員に電話で説明をしたとされる長崎事務局職員本人も、不適正な事務処理の説明はしていないと証言をしている。

3. 社会保険庁本庁幹部に対するヒアリング

社会保険事務局及び社会保険事務所に対する社会保険庁の指導、不適正な事務処理に対する未然防止策、組織運営上の問題等を総合的に検証するため、委員の関心事項について、長官、次長等の幹部職員に対してヒアリングを行ったところ、社会保険庁の主な見解は次のとおりであった。

(1) 準則、事務処理基準の組織的な統一等について

○準則、事務処理基準の組織的な統一について

社会保険事務所等の職員は、平成12年に至るまで地方事務官制の下、都道府県知事が指揮監督を行ってきたため、業務運営の細部が各都道府県の裁量に委ねられてきた。こうした体質が現在まで解消されず、本庁によるガバナンスが不足したことが今回の不適正処理の背景と考える。

このため、社会保険庁では改革プログラムにおいて業務の標準化・統一化を推進することとしており、平成18年10月から基本的な業務マニュアルの運用を開始する予定である。今後さらに、パンフレット・チラシ等の統一、事務処理規程の統一等を行い、現場独自の裁量の余地をできる限り小さくしていく所存である。

○不適正処理防止のための監査や研修等について

- ・ これまでの社会保険庁の業務監察は、違反の摘発よりも、事務処理の迅速

化等の指導に重点が置かれていた。また、地方社会保険監察官は、各都道府県事務局の職員から任命されていたため、十分なチェック機能を果たしづらい面があった。

このため、平成20年10月からの年金新組織では、外部の専門人材の登用（本庁では18年度中に先行実施）を図るとともに、平成18年10月を目処に地方社会保険監察官を本庁併任とした上でブロック単位へ集約化し、それまで所属していた事務局の管轄以外の事務所の監察を行う仕組みとすることとしている。また、監査の内容についても、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への改善を図ることとしている。

職員に対する法令遵守意識の徹底については、これまで

- ①法令遵守委員会の設置（平成16年10月～）
- ②内部通報制度の実施（同上）
- ③全職員に年1回以上の法令遵守研修の受講義務づけ（平成17年2月～）
- ④庁内各組織ごとの法令遵守推進者の設置（同上）

などの対策を講じてきた。

また、今般の事案に鑑み、

- ①外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口の設置
- ②本庁の法令遵守委員会の調査範囲の拡大（外部からの通報、事件・事故・事務処理誤り等）
- ③各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置

などを行った。

今後も法令遵守研修の充実を図るなど、実効性のある取り組みを進めていくこととしている。

○事務処理のチェックシステムについて

現行の社会保険オンラインシステムにおいては、処理権限の特定化や入力監視を十分行えるものとなっていないが、平成18年度から5箇年をかけてシステムの刷新を予定しており、リスクに応じた決裁権限の特定化や監察部門への調査・分析データの提供を可能とするシステムとすることとしている。なお、現行システムにおいても入力処理履歴から異常な数値について監察部門へ警告するためのシステムの開発を検討することとしている。

また、平成21年度から3箇年で、受け付けた書類をブロック単位の集約事務センターに集めて処理する計画としており、これにより、受付と入力処理が分離されれば、今般の事案のような、申請がないにも関わらず先行して入力するなどの不適正処理は行い得なくなる。

○免除勧奨の実施に関する具体的指示について

免除申請等の勧奨については、これまでアクションプログラムの策定・実施

を通じた指導・連絡、各事務局及び事務所からの照会への対応等により、実施の際の留意点等を指示してきた。また、平成18年2月の全国事務局長会議ではこれまでの指示事項を整理した「収納対策の概要と基本的な取組指針」を示したところ。この中では、勧奨を実施する際のポイントとして、申請書の提出を前提とした留意事項等を示している。

免除申請等の勧奨のための市町村からの所得情報の取得については、平成16年の年金制度改正に基づき入手できるようになった。これを受けて、

- ①平成16年9月の課長通知により、所得情報を活用して強制徴収及び免除申請勧奨を行い、未納者対策の強化を図ることを明記し、
- ②平成17年5月の課長通知により、市町村から所得情報を受け取る際には情報保護に十分配慮すること、市町村と覚書を結ぶ際には守秘義務や情報の目的外使用の禁止を盛り込むことを指示している。

(2) 長官メッセージに基づく中間目標設定とその状況把握

○必達納付率目標に対する現場の認識の把握について

必達納付率目標の設定に当たっては、本庁が各事務局及び事務所に達成の目的について確認を行った上で設定したところ。各事務局及び事務所においては目標達成に向け、具体的な収納対策について議論し、前向きに取り組んでいたと認識している。

○免除等対象者への接触方法について

国民年金保険料の未納者対策に関しては、未納者といかに接触するかが鍵だということは、事務局の会議等の場で把握していた。このため、昼間時間帯に比べて接触率・面談率が高い夜間や土曜開庁日を活用した未納者対策の推進を図るよう指示を行った。また、夜間勤務が可能な職員の指定対象を拡大するとともに、全局全所体制の確保を指示したところである。

○免除要件に該当する者を収納率の分母から除くという考え方について

検証委員会から指摘のあった、免除要件に該当する者を収納率の分母から除くという考え方は、今後の目標のあり方を考える上で意義深いものである。また、居所不明者の取り扱い等収納対策で対応できる範疇を超えていると考えられる被保険者も存在し、これらについては収納対策の評価に際し区分けをしていくべきとも考えられる。ただし、納付率80%の目標値については年金の財政再計算の前提とされていることや政策的連続性の観点も考慮する必要があり、今後とも参考値や評価の一手法として納付率の実績を示していくべきと考える。

○平成17年12月末までの必達納付率目標について

目標数値は、ヒアリング等による各事務局への確認を通じて設定し、その達成に向けた行動の検証を行ったものであり、合理的かつ実現可能なものであったと考えている。

○納付率目標達成のための本庁から地方への支援、収納対策の内容の検証について

平成 17 年 12 月末の目標達成に向けて、進捗管理や指導・助言に関する事務局ごとの本庁の担当者を明確化し、全事務局及び事務所の毎月の改善状況を把握し実現可能性を検証するとともに、週次で報告を受け、状況の聴取及び対策に係る助言を行う他、好事例の紹介や「ニュースこくねん」等による情報発信により情報の共有化を図ってきた。

(3) 職員の違法性の認識が低いこと等について

○職員の違法性の認識が低いことについて

今回、多くの事務局及び事務所で不適正な事務処理が行われていたことを踏まえると、こうした事務局及び事務所では法令遵守の精神や制度への理解が欠けていたと言わざるを得ず、今後は事務処理マニュアルの作成・徹底や社会保険大学校における研修などにより職員の遵法意識の形成に努めてまいりたい。

○社会保険オンラインシステムへの入力行為の重要性に対する認識不足について

社会保険オンラインシステムへの入力は免除や納付猶予という行政処分に直結する行為であり、国民の権利や個人情報を取り扱う行為であることから、厳正な手続きを持って行われるべきものであるが、これまでは電磁的記録の取扱いに当たっての注意事項等に関する職員への周知徹底が不十分であったと認識しており、今後職員に徹底してまいりたい。また、先行入力を防止するためのシステム作りやOCR入力の原則化も行う予定である。

○処分の取消や記録の改変に係るデータの保存について

社会保険業務センターにおいては、入力データの履歴を一定期間保存しているが、不適正な処理により入力されたものであるかについて系統的にチェックを行うことは困難。このため、平成 22 年度末に行うシステムの刷新にあたっては、リスクに応じた決裁権限の特定化や監察部門へのデータ提供等の仕組みを組み込むこととしている。

○内部通報制度、改善提案制度について

平成 16 年 10 月より内部通報制度を実施しており、職員は法令違反と思われる事案を郵便又は電子メールで通報可能であるが、今般の事案について通報はなかった。これまで利用状況が低調であったことから、制度の趣旨を周知徹底

するとともに、職員以外からの通報も受け付けることとしたところ。また、日々の業務に携わる職員からの改善提案等を活発化するため、平成16年10月より内部改善提案制度を実施している。

(4) 本庁と地方組織の関係について

○免除・猶予の申請書様式等について

免除・猶予の申請書の様式改正を行う場合には、事前に原案を事務局及び事務所へ示すなどした上で、現場の意見を踏まえて対応してきたところである。

○現場の問題に関する現場と本庁、本庁と制度所管の厚労省年金局との情報共有について

現場と本庁との情報共有については、長官自ら社会保険事務所を訪問し職員と対話を重ねたり、平成16年10月には内部改善提案制度を設けたりしてきたところ。厚労省年金局との連携については、平成16年9月以降、年金局と本庁との意見交換会を随時開催しているところである。

○事務局長の役割について

今回の事案においては事務局長が組織管理を行えていない事例が複数明らかになった。その要因としては、当該事務局長の能力・資質によるところもあるが、本庁採用職員が現場の実務に精通できないまま事務局長となり、人事管理や実務を地方庁職員に委ねる傾向があったものと考えており、今後、ブロック単位の地方年金局の設置、新人事評価制度の実施のほか、リーダーシップを発揮できる者の積極登用や、高い実務能力や専門性を備えた幹部職員の育成を図ってまいりたい。

IV 一連の不適正事例に対する検証

1. 不適正な事務処理を行った動機・背景

○所得情報の入手と免除・猶予対策の重視

平成16年に改正された国民年金法が施行されたことに伴い、平成17年度以降、各社会保険事務所はほとんどの市町村から被保険者の所得情報を入手できるようになった。これにより、免除・猶予の該当者を把握できるようになった。また、平成17年7月より継続免除、継続納付猶予制度が導入され、申請初年度に継続申請の意思表示をすることにより、翌年度以降も所得要件を満たせば、翌年度以降の申請書の提出を省略することが可能となった。

こうした制度改正をうけ、社会保険庁本庁からは、収納率に関して、平成18年度以降の収納対策を強制徴収等の「分子対策」に極力集中するためにも、平成17年度においてできる限り免除該当者等からの免除申請を獲得するなど、「分母対策（納付対象月対策）」が重要であるとの指示が出された。

○免除・猶予該当者への接触・面会が困難

市町村から入手した所得情報をもとに作成された免除・猶予の該当者のリストに基づき、文書、電話や戸別訪問による免除勧奨が行われているが、

- ・戸別訪問を行っても不在等で面談できない
- ・勧奨文書を何度送っても反応がない

など、被保険者との接触が困難なケースが多かった。

○平成17年11月の長官メッセージ及び必達納付率目標

平成17年11月8日（火）の村瀬社会保険庁長官による納付率向上に係る緊急メッセージに基づき、同年末までの各事務所ごとの必達納付率目標が各事務所の確認を経て設定された。全国で2%の納付率向上を求めるこの必達納付率目標に対し、事務所長や事務所の国民年金担当課長が重圧を感じていた事例が認められた。

○安易な方策への帰着

免除・猶予の該当者のリストが手元にあることもあり、安易に目標を達成する方法として、不適正な事務処理が発案され、実施された。

具体的には、

- ①免除・猶予の該当者について、本人の意思を確認する前に入力を行う「先行入力方式」
- ②免除・猶予の該当者に対して、期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者に

ついて免除・猶予手続きを行う「申請意思の推定方式」

③本人の意思を電話で確認し、了解を得たうえで手続きを進める「電話による意思確認方式」

等の事務処理方法が行われた。

○違法性に関する認識

事務局及び事務所職員は、不適正事例について本来違法性を認識すべきであった。しかしながら、以下の通り、不適正な処理事例の種類の違いによって程度差がみられるものの、その認識は十分ではなかったと認められる。

申請意思の推定方式については、不適正な事務処理を行った職員が、違法又は不適正との認識を有していた場合が多かった。しかし、納付率を上げるためや、被保険者の年金権の保護のためにはやむをえないと考えていたとの証言もあった。また、違法の可能性があることを認識していたために、上位機関にあえて照会しなかった事例が認められた。

先行入力方式については、事務処理を行った職員が、入力後に該当するすべての被保険者から申請書を受理すれば問題はないと考えていた事例や、申請書を受理できなかった場合は後から取り消せばよく、被保険者には迷惑がかからないため違法ではないと考えていた事例が認められた。

電話による意思確認方式については、本人の意思が確認されているという理由で、事務処理を行った職員の多くが違法であるとの認識を有していない事例が多かった。また、事務局職員が適法な事務処理であるとの認識の下、事務所に対して実施を指示した事例も認められた。

2. 不適正な事務処理の計画・実行

○組織的な決定に基づく実行

一連の不適正な処理事例の多くは、組織的な決定に基づき行われた。事務所が主導したケースでは、事務所内の会議での決定や事務所長の下承等に基づき組織的に行われている事例が多く認められた。事務局が主導したケースでは、事務局内の会議結果等に基づき、事務局からの事務連絡や事務所長会議における指示が出され、組織的に行われている。一方、上司等に秘匿して個人的に行った事例も一部、認められた。

○様々な不適正事例の存在

不適正な事務処理の実施形態等は様々であり、全国で一律の方法により不適正な事務処理が行われた形跡は認められなかった。

不適正な事務処理の主導者については、事務所が主導したもの、事務局が主導したもの、事務所が主導し事務局は了知していたものなど、様々な事例が認められた。また、同じ事務所内でも、例えば事務所が主導する申請意思の推定

方式と、事務局が主導する電話による意思確認方式とが同時に行われるなど、主導者や方法の異なる複数の不適正な事務処理が混在している場合が認められた。

さらに、同じ類型の不適正な事務処理方法であっても、承認通知の送付の有無、代筆の有無、意思確認文書の有無やその文面の差違など、事務手続や事務処理方法に多くの異なる点が見受けられる。

以上のように、不適正な事務処理は全国各地で実施されていたが、各地域の個別の発案に基づいて実施されたため、内容は様々である。

○事務局担当者や職員の個人的な人間関係を通じた不適正な事務処理の伝播

事務局が独自に考え出した事例がある一方、別の事務所で発生した不適正な事務処理が、事務局職員を通じて他の事務所に伝達されたり、県内の事務所会議を機に広まった事例、他の事務所や事務局の事例を個人的な人間関係を通じて聞き、参考とした事例など、職員の個人的な情報交換を通じて広まったものもある。

3. 本庁の対応

(1) 本庁による事務局及び事務所に対する指示等の有無

- 実地検証における証言や、社会保険庁の調査に対する地方事務局又は事務所の書面による申し出において、本庁職員と不適正事例との関係について言及があったのは、埼玉、岐阜、三重、滋賀、長崎における不適正事例であった。これらの事例に対する検証の結果、
 - ・本庁職員と地方事務局とのやりとりが一部でみられたものの、本庁が組織的に不適正な事務処理を指示、あるいは指導していたことをうかがわせる証言はなかった、
 - ・不適正な事務処理の内容や実施形態が多様であり、全国一律の方法によるものではなかった、ことから、社会保険庁本庁が組織的に不適正な事務処理を主導した事実はなかったものと考えられる。
- しかしながら、本庁職員と地方事務局とのやりとりにおいて、本庁職員が軽率かつ不適切に対応している事例や、本庁として組織的に明確な対応を行っていない事例がみられた。
- このうち、埼玉、岐阜の事例においては、それぞれ本庁社会保険業務センター職員、国民年金事業室職員が、他の地方事務局が実施あるいは検討していた不適正な事務処理の方式を事務局に情報提供していた事実が確認された。
これらの行為は、本庁職員の個人的な判断に基づく行動であり、また、当

該本庁職員が情報提供した方式については、その後、本庁国民年金事業室より事務局に対し不適正なものであると伝達している。しかしながら、当該本庁職員が行った情報提供は、本庁関係者が不適正事例を地方に広めることにつながりかねない軽率かつ不適切な対応であった。

- また、三重の事例については、本庁国民年金事業室職員と事務局職員との電話でのやりとりをめぐる両者の申し立てが食い違ったため、本庁職員が三重事務局の実施していた不適正な処理事例を承認ないし黙認したか否かを確認することはできなかった。

なお、一連の経緯をみると、四日市市からの情報提供を契機として、本庁国民年金事業室職員は三重事務局に照会を行っているが、三重事務局はあくまでも計画した不適正な事務処理を実行することを前提に、本庁国民年金事業室職員からの照会に対応していたことが推測される。これに対して、本庁国民年金事業室職員は、単に電話での指導に終始し、上司に報告や相談をすることもなく、個人的に対応していた。

本庁国民年金事業室職員は、四日市市職員からの再三の注意喚起という重要な情報の端緒に接していたのであるから、少なくとも、本庁職員は上司に報告の上、三重事務局に対し文書で確認を行う等、本庁として明確な指導を行うべきであった。

(2) 情報の端緒に対する漫然とした対応（迅速な情報共有や明確な指示の欠如）

- 京都事務局の事案が発覚する以前において、複数の本庁国民年金事業室職員は、いくつかの地域で不適正な事務処理が実施又は検討されている情報に接する機会があったことが認められる。

こうした情報については担当者限りで処理することも多かったが、場合によっては、本庁国民年金事業室内でメールのやりとりを通じて情報が共有されていたケースもあった。しかしながら、不適正事例に関するこうした情報の端緒について、国民年金事業室内で対応が協議されたり、年金保険課や本庁幹部に報告されることはなく、地方事務局等に対して国民年金事業室から指示が行われることもなかった。

仮に、国民年金事業室内でこれらの情報を早期に分析し、地方の動向に気がついていれば、実態調査の実施等を通じ、事案の拡大を防止することが可能であったと考えられる。

4. 不適正事例発覚後の調査

(1) 地方社会保険事務局及び事務所側の問題

- 平成18年3月13日（月）以降に本庁が行った調査において、照会を受けた各地方事務局及び事務所は、行っていた事務処理が不適正であることを認

識しながら、調査対象の事案について限定的に解釈する等、意図的に本庁への報告を怠っていた事例が少なからず見られた。

また、本庁からの調査についての事務局側の責任者であるべき事務局長が、事務局及び事務所の状況を掌握しておらず、また、必要な情報が事務局長に報告されていなかった事例もあった。このため、本庁からの調査に対し、事務局の対応が不十分な事例があった。

(2) 本庁側の問題

- 京都事務局の不適正事例発覚後の平成18年3月13日(月)に、社会保険庁は全国の地方社会保険事務局に対して類似の事例の有無について調査を行った。この調査は、本庁の国民年金事業室長が全国の社会保険事務局長に対してメールを送付する形で行われたが、

- ・各事務局長に送付された調査メールが転送禁止とされていたこと、
- ・調査期間が短いこと、
- ・報告すべき事案があいまいであること、

などの問題点があるとともに、(1)で示した地方側の問題もあり、実態を解明する調査とならなかった。このため、問題が発覚した初期の段階において、事態を正確に把握することができなかった。

- また、この調査において、福島、千葉、静岡、長崎、熊本及び鹿児島等の6事務局から京都とは異なる方式の不適正な事務処理の事例が報告されたが、国民年金事業室長はこれらを事務処理上の不備と捉え、受理していない申請書を早急に入手するよう指示するだけで、組織的に不適正な事務処理が行われているとの認識が十分ではなかった。

なお、これらの調査結果については、国民年金事業室長は、各事務局において申請書を入手するための時間を考慮した上で年金保険課長に報告することとしたため、同室長から同課長に調査結果が報告されたのは3月30日(木)であった。

- 平成18年3月24日(金)に、埼玉事務局が本庁国民年金事業室長に対して、浦和事務所における若年者納付猶予の先行入力事務処理に係る報告を行ったが、国民年金事業室長は、これを単純な事務処理誤りと捉え、不適正な事務処理と認識しなかった。

- 本庁国民年金事業室の職員は、平成17年12月に、三重事務局が行おうとしている不適正な事務処理について話を聞いていたが、これを国民年金事業室長に報告していなかった。さらに、京都における不適正な事務処理が発覚し、調査が行われた際にも、三重事務局における不適正な事務処理について室長に報告しなかった。

これらの事例に見られるように、本庁国民年金事業室は広く不適正な事務処理が行われている可能性について問題意識を十分に持っておらず、初期の対応が不十分であったと認められる。初期の対応が適切であれば、事案の全容が早期に明らかになり、調査の度に事例が増加する事態は避けられたと考えられる。

V 不適正事例の発生・拡大に至った背景、問題点

(8つの問題)

今回の一連の不適正な処理事例は、短期間で納付率目標を達成しなければならないなどの動機により、地方事務局及び事務所が安易に違法行為等を行ったものである。また、累次にわたる調査に対し適切に報告を行わなかったなど、地方事務局や事務所の対応は極めて問題である。

これらの事例が発生・拡大した背景には、社会保険庁全体の内部統制が適切に機能していなかったことがある。このような観点からみて、次のような問題点が指摘できる。

1. 事務処理基準等が組織全体を通じて統一されていない

- 今回、不適正な事務処理を行った事務局及び事務所においては、法律等に規定されていない「国民年金保険料免除取消申請書」等の様式を、本庁の指示や許可を受けることなく独自に作成し、被保険者に配布した例もみられた。社会保険庁本庁は、事務処理を具体的に行う際における職員の行動準則や統一的な処理基準、具体的な収納対策のマニュアルをこれまで明確に提示してこなかった。このため、各都道府県事務局及び事務所ごとに独自の事務処理が行われていた。

2. 必達納付率目標の達成を図る中で、安易な不適正処理に走る可能性があるにもかかわらず、これを予見できなかった

- 国民年金制度に対する国民の信頼を確保し、また職務意識の向上を図るため、納付率等の目標を設定することは必要な方策である。しかしながら、平成17年末の必達納付率目標を達成しようとする中で、その実現に向けて努力した事務局及び事務所がある一方、目標達成の見通しを持たずにいる事務局及び事務所があることを、社会保険庁本庁はある程度想定できたと考えられる。しかし、本庁では、不適正な事務処理が生じる可能性やそれを防止するための対策の必要性について認識が乏しかった。
- このため本庁は、地方事務局及び事務所に対して免除勸奨等の徹底を指示する際に、今回のような不適正事例の発生を予見し、遵守すべき事項について明確な指示を行わなかった。

3. 地方事務局からの照会等への対応が本庁担当職員の個別的な対応にとどまり、組織的な情報共有・活用が不十分であった

- 各事務局に対する指導については、国民年金事業室等の職員ごとに事務局別の担当制が採用されていた。このため、一部の事案については、メールによって室内で情報が共有されていたことが確認されるものの、各事務局からの照会等につ

いて、その多くは各担当職員の個別的な対応にとどまっていた。このため、現場から上がってきた重要な案件について、担当職員が上司に相談・報告することなく個別的な対応に終始した事例もみられた。

- このため、重要な情報があるにもかかわらず、国民年金事業室内で情報が共有されず、不適正な処理事例が全国的に広がっていることを認識することができなかった。また、国民年金事業室から年金保険課や本庁幹部に対して適時に情報を提供しておらず、本庁から全国の事務局や事務所に対して不適正な事務処理を防止するための的確な指示を行うことができなかった。

4. 不適正な事務処理が行われている可能性を示す情報の端緒を活用できなかった

- 不適正な処理事例に関する照会があったり、不適正な処理事例が計画されているなどの情報の端緒に接しながら、国民年金事業室では全国的に問題が起りつつあるとの認識を持つことができなかった。このため、京都事案の発覚まで、各事務局に対する調査を行ったり、不適正な事務処理を制止するための明確な指示を出さなかった。また、少なくとも、埼玉の事例については国民年金事業室長まで情報の端緒を共有できていたにもかかわらず、これをもとに全国に対し注意喚起を行うなど、適切な対策が講じられなかった。
- 国民年金事業室の職員が接した情報の端緒が十分に活用されなかったことと併せ、本庁幹部以下、職員の中では、申請のない事務処理が行われることは考えられないとの先入観があり、地方事務局及び事務所が不適正な事務処理を行う可能性を想定していなかった。
- また、京都における事案をきっかけとした3月13日（月）の調査に際して、事案の問題点の本質を示すこと等により、全国の事務局及び事務所に対し、不適正な事務処理を制止するための明確な指示を早期に出すことができたにもかかわらず、その機会を逃してしまった。

5. 免除制度や納付猶予制度について、「申請」を要件としていることの趣旨や制度の基本に対する認識が十分に徹底されていなかった

- 保険料を自ら納付する者との均衡や被保険者自らの選択を保障する観点から、免除制度等は申請者からの申請を要件としている。また、公平性の観点からも、社会保険事務所がし意的に特定の者に職権で免除等を行うことを認めていない。しかしながら、現場職員の多くは、納付率の向上に寄与することや「申請者本人のためになる」という観点ばかりに注意が向き、公平性などの観点をかえりみることなく、し意的な判断のもと不適正な事務処理を行っていた。
- また、平成17年7月から継続免除制度等が導入され、申請の簡素化が図られ

た際、本庁は、あくまでも初回時の申請は必要であることを改めて明確にしたが、この時点において、事務局や事務所に対して、免除制度等では申請を必要とすることの趣旨を十分に徹底するべきであった。

6. 社会保険オンラインシステムへの入力行為の重要性が十分に周知徹底されていなかった

- 社会保険オンラインシステムの被保険者記録は、将来の年金権に直結する極めて重要な個人記録である。今回、免除承認の記録を同システムへとりあえず入力し、申請書を入力できない場合は取り消し処理を行っていた事例が見られた。社会保険オンラインシステムへの入力行為は、被保険者記録に変更等を加える重大な行為であるにもかかわらず、上記の事例のように入力行為の重要性に対する認識が不十分なケースが少なくなかった。社会保険庁では、電磁的記録の取扱いに関する注意事項等について、職員に対する周知徹底が不十分であった。

7. コンピュータシステムの警告機能や監査等による予防的・事後的なチェックの仕組みが十分ではなかった

- 今回の不適正事例の中には、事務局や事務所の幹部等が主導した組織的なものが多く見受けられたが、こうした組織的な不適正処理を未然に防止したり、事後的にチェックしたりするためのコンピュータシステム上の警告機能や監査等の仕組みが十分でなかった。
- また、現場の職員の中には不適正な事務処理の実施に疑問を持つ者もいたが、不適正な事務処理が組織的に行われたものであったため、事務所長等上司の命令に従わざるをえなかった事例も認められた。社会保険庁では、平成16年10月以降、内部通報制度が設けられているが、今回の事案では利用されなかった。同制度は職員の業務に対する疑問を幅広く拾い上げる仕組みとしては不十分であった。

8. 社会保険事務局の機能が十分果たされていなかった

- 社会保険事務局は、本庁の指導監督の下、全国統一的に都道府県内の社会保険事務所を指導する機能を有するべきものである。しかしながら、今回の事案では、事務局が独自に不適正な事務処理を主導したり、本庁への報告を故意に怠ったりした事例が認められる等、本庁の指示に従わない社会保険事務局の組織風土が明らかになった。また、一部事務局において、事務所に対する指導・監督機能を果たしていなかった事例も明らかになった。
- 更に、一部の事務局長においては、事務局内、事務所を十分に掌握できず、指導能力等に欠ける者もいた。

VI 再発防止策として必要な事項（8つの改善策）

社会保険庁においては、今回の事例を教訓として、危機管理意識を常に維持し、組織全体を通じて内部統制が機能する仕組みを設けるべきである。

今回の不適正な免除事例を踏まえると、次の改善策を早急に講じるべきである。

1. 組織風土の変革

- 今回の一連の事例を見ると、社会保険庁は、法律に従って国民のために業務を行うという意識を欠いており、地方組織がそれぞれの判断により業務を行っていたという組織的な問題がみられる。

本庁と地方組織を一体のものとして捉える意識を醸成するとともに、職員ひとりひとりが、国民の共通財産である社会保険制度を担っているとの使命感や倫理観をもって制度運営にあたり、二度と今回のような不適正事例が生じないよう鋭意取り組みを進めていくことができる組織風土に改めていく必要がある。

2. 法令遵守の徹底

- 今回の不適正事例における大きな問題点の1つは、現行の法令等に定められたルールにのっとり業務を進めるといふ、公務員が守るべき原則を職員が逸脱したことにある。その主な原因として、法令遵守の意識が現場の職員に徹底していなかったこと、また、保険料の徴収対策等を進めていく中で法令にのりつた適正な事務処理を確保する組織的な対応が十分ではなかったことが挙げられる。社会保険庁は、法令遵守の意識が組織内に徹底されていなかったことを反省し、その徹底を図るべきである。

- 制度運営の前提として、現場の職員が制度趣旨や考え方を含めて正確に制度を理解していることが必要である。現場の職員が制度趣旨を十分に理解していないために不適正な処理が発生する可能性に留意し、「制度がこうなっている」との理解だけではなく、「なぜそうなっているか」について、本庁職員・地方職員を問わず、正確な制度理解の醸成に努めるべきである。

3. 事務処理基準等の統一

- 皆年金制度のもと、国民年金制度の運営は全国の被保険者に公平に行われるべきものであることから、地域ごとに事務処理が相違することは、国民全体の公平性という観点から問題である。

被保険者や受給者に対するサービス向上など、地域の実情に応じた創意工夫を発揮する部分も当然必要であるが、被保険者の権利義務に直結する事務については、職員の行動の基準となる統一的な準則、処理基準、具体的な収納対策のマニュアル等を明確にするべきである。全国統一的に実施すべき具体的内容、守るべき具体的な手続き等を明確にした上で、各地方の取り組みを進めることが必要であり、社会保険庁はこれらの準則等を早急に作成するべきである。

4. 新たな収納目標の設定

- 「世代間扶養」に基づく皆年金制度を維持し、無年金者や低年金者の発生をできる限り防止するためにも、納付率の向上などの収納対策の強化は、社会保険庁が組織をあげて常に取り組みでいかなければならない課題である。
しかしながら、収納対策の強化に取り組む中で、現場において不適正な事務処理が起こりうる「反作用」に留意するとともに、適切なサポート体制も併せて整備するべきである。
- また、現行の納付率の算定に当たっては、収納実績と免除等の実績とを併せて算定する仕組みとなっており、これが今回の不適正処理の遠因になっているとも考えられる。収納実績を免除実績から分離して評価する方法など、新たな収納目標について検討するべきである。

5. 不適正処理が行われる可能性があることを前提としたシステムづくり

- 社会保険庁は、不適正事例や事故リストについて、単に事案の概要を示すだけでなく、それがどうして問題なのか、法制度の趣旨も踏まえて、職員に十分に周知することが重要である。こうした事例集やリストを題材にした研修等を定期的実施するべきである。
- 社会保険庁は、定期的の一部事務所を抽出して抜き打ち検査等を実施し、準則等に則した事務運営が行われているかどうか検証するなど、効果的な監査体制を構築するべきである。この際、「全件調査」や「確認検証」で用いられた手法を継続的に活用することも検討するべきである。
- また、今回の不適正な事務処理に関し、通報がなかった内部通報制度の機能強化や改善を図るとともに、職員が職務遂行上の疑問等について気軽に本庁に相談できる体制の構築を検討するべきである。
- 先行入力等の不適正な事務処理は、各事務所での端末入力で行っていた。こうした不適正な事務処理の一部は、オンラインシステムにおける監視機能を設ける

ことにより防止することが可能であったと思われる。オンラインシステムにおける監視機能を早急に整備すべきである。

6. 各事務局等に対する指導内容や照会対応に関する情報共有と組織的かつ迅速な対応

- 本庁国民年金事業室担当職員による地方に対する指導内容や照会対応について、事業室内で情報共有する仕組みを設けるべきである。また、不適正な処理事例などの情報の端緒の陰には、同様の多くの事例があり得ることを担当職員が念頭におくべきであり、不適正な処理事例等を把握した場合には、直ちに国民年金事業室内で情報を共有し、各事務局及び事務所に対し迅速に注意喚起を行う体制を確立すべきである。
- また、国民年金事業室内の情報共有だけではなく、年金保険課や本庁幹部への適時の報告を行い、指導監督を受けるべきである。これにより、不適正な事務処理等の情報を早期にチェックし、全国的に注意喚起を行うことが可能になる。

7. 社会保険オンラインシステムに関する統一的な入カマニュアルの作成

- 個人の権利義務に直結する情報である被保険者記録の信用性を保つことは、保険者としての最低限の責務である。処分の決定や処分の取り消し等、被保険者記録の変更について、オンラインシステムに入力するにあたっては、根拠となる資料や決裁等を確認したうえで入力することが必要である。こうした決裁手続や必要となる根拠資料等を明確にするための準則を早急に整備すべきである。

8. 社会保険事務局の機能強化と機能の統一

- 社会保険事務局については、平成20年10月にブロック単位化を導入することが予定されている。今回の事案の再発防止を図るため、ブロック化するまでの間においても、社会保険事務局は、本庁の出先機関として各社会保険事務所等の現場に対する指導・監督機能を厳格に果たし得る組織に改編するよう、人事も含め、機能強化に向けた取り組みを早急に進めるべきである。

Ⅶ おわりに

- これまでの度重なる不祥事の発生に加え、今回、多数の法令違反が全国の社会保険事務局及び事務所で発生し、調査のたびに不適正処理を行っていた事務所数や事例件数が増加していったことは、国民の社会保険庁に対する信頼の失墜につながった。
- 納付率目標を達成する等の理由で、多くの職員が法令に違反した実務を行ったことが明らかになったが、これは法令に基づいて国民年金制度などを運営する社会保険庁において、遵法意識が欠如していたことを示している。また、数回の調査に対して、社会保険事務局及び事務所が不適正事例の報告に消極的であり、一部の事務局や事務所がその事実を隠そうとしていたことは、行政組織としての規律が機能していないことをも露呈している。

これは組織の問題であるとともに、個々の職員の意識の問題でもある。当検証委員会は、社会保険庁に対して本報告書で指摘した問題点を克服するため、早急に取り組みを進めるよう求めるとともに、全ての社会保険庁職員に対して、改めて公務員としての自覚と猛省を促したい。
- 今後、社会保険庁が失われた信頼を回復するためには、社会保険庁自身の調査だけではなく、「国民の視点」から不適正事例の内容を検証する必要がある。当検証委員会は、一連の不適正な免除問題についてその内容や背景等を検証し、不適正免除問題が発生した社会保険庁の問題点を検証した。
- こうした視点からみると、社会保険庁においては、行政組織として当たり前のことが未だに実施されていないこと、全国を通じて同一の制度を実施する行政組織でありながら公平性への認識が不足していることが指摘される。
- また、今回の不適正事例は、地方事務官制以来、長らく指摘されてきた閉鎖性、発覚しなければよしとする隠蔽する体質、組織としての一体性の欠如などの問題が依然として残されていることによるものと思われる。これらの問題を克服するためにも、社会保険庁組織の抜本的な見直しを早急に進める必要がある。
- 当検証委員会は、本報告書や社会保険庁の第三次報告書を踏まえ、今後、職員が一丸となって、国民の信頼を回復するための取り組みを鋭意進めるよう求めるとともに、問題事例が生じた場合には迅速かつ的確に対応を講じることを求めたい。当検証委員会は、本報告書がこうした取り組みの第一歩となることを切に望むものである。

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会委員名簿

にしかわ 西川	きょうこ 京子	厚生労働大臣政務官
おかだ 岡田	ひろし 広	厚生労働大臣政務官
いなば 稲葉	かおる 馨	東北大学大学院教授
えざき 江崎	よしお 芳雄	総合研究開発機構理事
かも 加茂	きくお 紀久男	元東京高等裁判所判事、元社会保険審査会委員
こばやし 小林	としはる 利治	東芝執行役常務 法務部長
のむら 野村	しゅうや 修也	中央大学法科大学院教授、弁護士

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会 検証作業等の経過

(検証委員会の開催日程及び議題)

6月6日(火): 第1回検証委員会

- ・ これまでの経緯等について
- ・ 今後の進め方について
- ・ 社会保険庁が実施する実態調査について

6月9日(金): 第2回検証委員会

- ・ 社会保険庁が実施する実態調査等について
- ・ 検証委員会において実施する検証作業について

7月6日(木): 第3回検証委員会

- ・ 社会保険庁による全件調査報告について
- ・ 厚生労働省職員による確認検証について
- ・ 検証委員会委員による実地検証について

7月20日(木): 第4回検証委員会

- ・ 社会保険庁に対するヒアリングについて

7月27日(木): 第5回検証委員会

- ・ 社会保険庁提出「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」(案)について

8月3日(木): 第6回検証委員会

- ・ 社会保険庁提出「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」(案)について
- ・ 社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会報告書(案)について

(検証委員会の検証作業等)

6月14日(水)～28日(水)

：委員による実地検証

- 不適正な事務処理が行われた6社会保険事務局(青森・大阪・三重・埼玉・沖縄・愛媛)を対象に、委員2名一組により実地に赴き、対象事務局及び事務所の職員計53名から問題の経緯、背景等についてヒアリングを実施。

6月22日(木)～29日(木)

：厚生労働省職員による確認検証

- 100社会保険事務所を抽出し、社会保険庁が実施した「全件調査」が調査手順にのっとり適正に行われたかどうか、結果が適正なものかどうか検証。

7月12日(水): 社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

- 不適正な事務処理に関し、本庁職員に何らかの関わりがなかったかどうか検証するため、本庁職員12名(国民年金事業室等)に対し個別にヒアリングを実施。

7月18日(火): 検証委員会事務局職員による追加的な実地検証

- 本庁職員に対する個別ヒアリングの後、埼玉・岐阜・三重・滋賀における不適正事例については、検証委員会事務局職員が追加的に実地検証を行い、関係職員に対し個別にヒアリングを実施。

